

令和 2 年 4 月 2 7 日
福 祉 保 健 部

1 医療提供体制の確保

(1) 病床・軽症者等に係る宿泊療養の対応

- ① 県内医療機関の協力を得て、すでに確保していた 5 6 床に加え、新たに約 5 0 床の受入病床を確保する目処が立った。
- ② 軽症者等に係る宿泊療養については、ひまわり荘（宮崎市瀬頭）を借り上げ、5 0 室を確保。4 月 2 7 日（月）午後から軽症患者等の受入れが可能となる予定。借上期間は約 6 か月間（状況に応じて延長、短縮を検討）。

2 営業自粛飲食店等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響で、居酒屋等の飲食店が自主的に休業していることから、次のような支援を行う。

(1) 営業許可更新期限の延長

営業許可更新手続きが終わっていない営業者について、8 月末まで営業許可期限を延長する（期限が過ぎても即廃業とはみなさない）。

なお、6 月末においても影響が大きい場合は、さらなる延長も含め検討する。

(2) 弁当製造等施設基準の緩和

居酒屋等カウンター形式の飲食店においては、弁当製造等は施設基準から認められていないが、現状を鑑み、客を入れない状態で食品衛生法上支障のない範囲において、期間限定で施設基準を緩和し、居酒屋等でも弁当の製造販売を可能にする。